破損・膨張している電池、
リサイクルマークがない電池も対象

拡充！

リチウムイオン電池等の
小型充電式電池
の回収対象を令和７年４月１日から拡充します！

私たちの身の周りでは、あらゆるところで小型充電式電池が使われています。その種類も、乾電池に似たものから１個以上の電池をプラスチックに入れた電池パックなど、形もいろいろです。主な材料として、いろんな金属資源が使われ、なかでもニッケル（Ni）やカドミウム（Cd）、コバルト（Co）など、希少な金属が使われています。リサイクルすれば、資源の再利用が図れます。

組合においては、(一社)JBRC に登録しており、これまでもその会員企業の充電式電池を回収していますが、令和７年４月１日からは、構成市町から出るリサイクルマークがついていない電池や膨張・破損した充電式電池についても回収対象を拡充して実施します（以下、例示）。

（例）電池の膨張や変形・破損した電池パック

※イメージ図

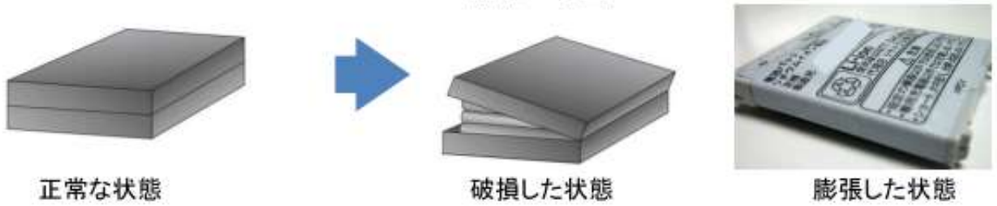

正常な状態　破損した状態　膨張した状態

モバイルバッテリー

リチウムイオン電池

パソコン・タブレット等の電池

※携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とするポータブル蓄電装置モバイルバッテリーは本体回収です。分解しないでください。

リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池は、破損や変形により、発火・発煙の恐れがあります。ごみ収集車や清掃施設での火災事故を防ぎ、作業員の安全を確保するため、「もえるごみ袋・もえないごみ袋」などに混ぜずに、分別して処分してください。ご協力よろしくお願いいたします。

左から、発火原因となった加熱式タバコ、デジタルカメラ、掃除機（いずれもリチウムイオン電池内蔵）//出典元：（公財）日本容器包装リサイクル協会」

小型充電式電池の出し方・お願い

収集日・収集方法等について

収集日、収集方法等については、お住いの自治体のルールに沿って適切に行ってください。

出す際のご協力のお願い

小型充電式電池について、回収前に以下の対応をお願いします。

①放電のお願い

電池を機器に装着し極力電池切れになるまで使用してください。

②絶縁処置のお願い

金属端子部をビニール(絶縁)テープで必ず絶縁してください。

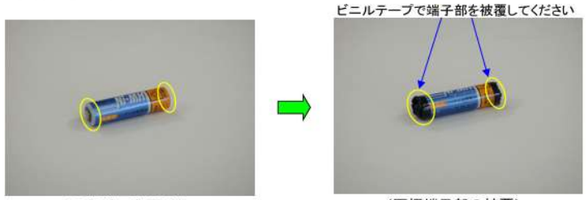

（両極端子部露出）　（両極端子部の被覆）

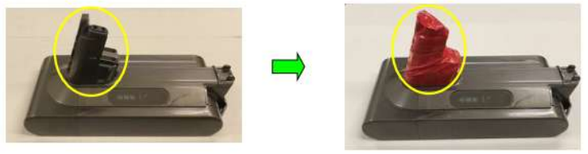

（クリーナー用電池の端子部露出）　（クリーナー用電池の端子部の被覆）

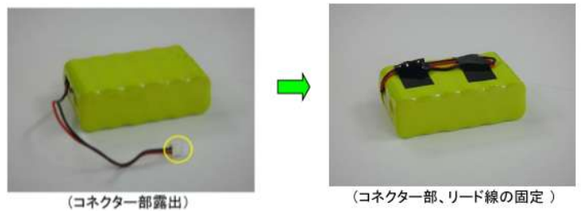

（コネクター部露出）　（コネクター部、リード線の固定 ）

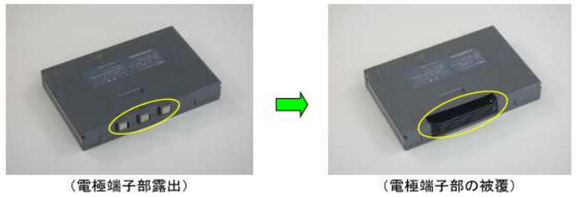

（電極端子部露出）　（電極端子部の被覆）

※リサイクルマークのある小型充電式電池(膨張・破損なし)については、(一社)JBRC 登録会員企業であればどこでも回収可能です。沖縄県内の登録業者は右記 JBRC ホームページ内、「協力店・協力自治体検索」よりご確認ください。

JBRC

倉浜衛生施設組合

小型充電式電池って、何ですか!?

小型充電式電池とは、使った後も充電すれば、繰り返し使える電池のことで、コードレスの家電製品や電動自転車等に使用されています。リチウムイオン電池ともいわれます。

あと、リサイクルマークについても教えてほしいです。

リサイクルマークとは、充電式電池につけられた電池の種別とリサイクルをあらわす表示マークのことです。2001 年「資源有効利用促進法」により、分別回収のためリサイクルマークの表示が義務づけられています。

リサイクルマークがない電池もあるのですか!?

家庭用蓄電池やポータブル電源などの「大型充電式電池」、外国産の充電式電池などは、表示がないものもあります。

しっかりと分別や絶縁処理をして適正な廃棄処分をしていきたいと思います。

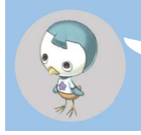

ご協力よろしくお願いいたします。